

(仮称)夜間景観形成の手引き作成について

手引きの目的

平成30年8月に「東京都景観計画」の変更で追加した、夜間における景観の形成方針を実現していくため、主に東京都景観計画に基づく届出や事前協議にかかるものを対象として、夜間に関する景観形成基準を解説するとともに、夜間の照明計画における配慮事項等について事例等を用いて具体的に示すことにより、届出・事前協議制度を通じて、良好な夜間の景観形成の取組の促進を図る。

構成

I 手引きの目的

II 夜間における景観の形成に関する方針

東京の夜間景観が目指す景観計画に定める3つの方針

- ①ダイナミックな都市構造を光で表現
- ②地域の個性を生かした夜間景観の形成
- ③光の質の向上

III 夜間の照明計画の基本事項

良好な夜間景観を形成するために求められる基本的な事項を解説

- ①光の質の向上
- ②夜間景観の検討フロー

IV 地区区分ごとの景観形成基準と配慮事項

地区ごとの景観特性に応じた配慮事項を解説

- ①景観基本軸
臨海、隅田川、神田川、玉川上水、国分寺崖線、丘陵地
- ②景観形成特別地区
文化財庭園等、水辺
- ③一般地域

V 大規模建築物等の景観形成基準と配慮事項

周辺景観に与える影響の大きい大規模建築物等の配慮事項を解説

- ①大規模建築物等にかかる共通事項
- ②景観誘導区域
建築物の眺望の保全、文化財庭園等の眺望の保全、水辺、皇居周辺
- ③夜間の景観形成に関する事前協議資料

スケジュール

- ・平成30年8月 東京都景観計画の変更
(夜間における景観の形成に関する方針、大規模建築物等の景観形成基準に「夜間照明」に関する事項を追加)
- ・平成31年2月 計画部会に手引き(検討案)を報告
- ・平成31年3月 東京都景観審議会に手引き(検討案)を報告
- ・平成31年度 手引き公表(予定)